

・弁護士費用の概要

一般的に、弁護士にお支払いいただく費用は、次のとおり、「着手金」「報酬金」「手数料」「法律相談料」「顧問料」「日当」「実費」などがあります。事件の内容(請求金額、当事者間の争いの有無や難易度の違い等)によって、どの費用をお支払いいただくかおよび金額が異なります。

着手金

着手金は、弁護士に事件を依頼した段階でお支払いいただくもので、事件の結果に関係なく、つまり不成功に終わっても返還されません。着手金は、次に説明する報酬金の内金でもなく、いわゆる手付でもありませんのでご注意ください。

報酬金

報酬金は、原則として事件終了時にお支払いいただくもので、事件終了結果の内容に応じてお支払いいただきます。

実費、日当

実費は、文字どおり事件処理のため実際に出費されるもので、交通費、郵送費、裁判所に納める印紙代・切手代、記録コピー費用、事件によっては保証金、鑑定料などがあります。出張を要する事件については、別途宿泊費・日当がかかることがあります。

手数料

手数料は、当事者間に実質的に争いのないケースでの事務的な手続を依頼いただく場合にお支払いいただきます。手数料を支払う場合としては、書類(契約書、内容証明郵便、遺言書など)作成、遺言執行などがあります。

法律相談料

ご相談いただいた方に対して行う法律相談の費用です。

顧問料

企業や個人の方々と顧問契約を締結し、その契約に基づき継続的に行う一定の法律事務に対してお支払いいただくものです。電話、メール、FAX、又はご来所いただいた上での法律相談にご対応致します。